

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No	事業名	① 事業概要 (目的・内容) ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額 (円)	うち交付金 (円)	うちその他 (円)	●緊急経済対策4つの柱 (R2.4.7閣議決定)					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課
									I 感染拡大防止 (学校臨時休業支援も含む)	II 雇用の維持と事業の継続	III 経済活動の回復	IV 強靱な経済構造の構築	V ●新たな経済対策 (R3.11.19閣議決定)				
1	庁内デジタル化推進事業	①アフターコロナの時代を見据え、新居浜市職員の働き方を改革するため、時差出勤や交代制勤務の状況把握、入退庁等を管理するシステムを構築する。また、デジタル化時代における市民への情報提供体制の強化・充実を図るため、公式LINEアプリを構築・導入し、市役所業務のデジタル化を推進する。 ②システム・アプリ構築に係る委託料	市が実施	R3.4	R4.3	47,960,000	47,960,000	0						委託料47,960,000円 (庶務事務システム構築34,760,000円、LINE防災情報表示等構築13,200,000円)	庶務事務システムを導入した。 LINEアプリのリニューアルを行った。	テレワーク環境での庶務業務の電子申請が可能になった。 LINEアプリのリニューアルにより、感染症対策やワクチン接種等に関する各種情報の統合的な管理・情報発信が可能となった。	ICT戦略課
2	新ビジネスチャレンジ支援事業	①ウィズコロナ・アフターコロナの時代に対応した新たなビジネスにチャレンジする事業者に対し、新たな取組に係る経費 (展示会出展、ホームページ制作、新商品開発、感染症対策などにかかる経費) の一部を補助する。 ②事業経費に対する補助金	新たなビジネスにチャレンジする事業者	R3.4	R4.3	4,741,500	4,741,500	0						市内小規模事業者が商工会議所の経営指導員等の指導により経営計画を策定し、販路開拓や生産性向上等に関する取組に要する経費に対して補助を行った。 新居浜市新ビジネスチャレンジ支援事業補助金4,741,500円 【補助金の額】最大50万円 (補助対象経費の3分の2以内の額)	補助金交付件数10件	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会経済環境の変化に応じた新たなビジネスモデル等の促進を図ることができた。	産業振興課
3	事業再構築促進支援事業	①アフターコロナの時代を見据えた中小企業等の新分野展開、業態転換等を促進するため、国の「中小企業等事業再構築補助金」を活用する事業者に対し、国補助対象外経費である事業計画策定経費に対する補助を行う。 ②事業経費に対する補助金	計画策定に取り組む事業所	R3.4	R4.3	633,000	633,000	0						中小企業等経営強化法第31条第1項にて認定を受けた経営革新等支援機関または支援機関と連携し事業再構築補助金の申請を支援する事業者に支払った経費に対して補助を行った。 新居浜市事業再構築促進支援補助金633,000円 【補助金の額】最大10万円 (補助対象経費の10分の10以内の額)	補助金交付件数7件	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、市内事業者の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じ事業の再構築を支援することができた。	産業振興課
4	新居浜市グローバル展開支援事業	①コロナ禍において、販売経路の機会損失や蒸発した需要の回復を図るため、国際的な電子取引やオンライン商談、海外への販路開拓、拠点設立に向けた現地調査など、中小企業が海外展開を目的として行う事業にかかる経費の補助を行う。 ②事業経費に対する補助金	海外展開を目的とした事業に取り組む事業所	R3.4	R4.3	300,000	300,000	0						中小企業者の海外展開に係る取組の経費に対して補助を行った。 新居浜市グローバル展開支援事業補助金300千円 【補助金の額】補助対象経費の合計額の3分の2以内 ①国際的な電子商取引 (越境EC) の取組 最大40万円 ②海外事業者とのオンライン商談等の取組 最大30万円 ③海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査 最大10万円 ④海外で開催される展示会等への出展 最大30万円 ⑤外国語の企業HPやパンフレット等の制作 最大30万円	補助金交付件数1件	中小企業者のグローバル展開を促進し、市内産業の活性化を図ることができた。	産業振興課

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No	事業名	① 事業概要 (目的・内容) ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額 (円)	うち交付金 (円)	うちその他 (円)	●緊急経済対策4つの柱 (R2.4.7閣議決定)					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課	
									I	II	III	IV	V					
5	新居浜市地域商品券発行事業	①市内の飲食店・小売店等で使用可能なプレミアム付き商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の減少が著しい飲食店や小売店等の消費拡大、地域経済の回復を図る。(13千円の商品券を10千円で販売する。また、加盟店舗に対し、更なる感染症対策を講じるための費用として100千円を交付する。) プレミアム分3千円×52,000セット=156,000千円 ②商品券の発行に係る諸経費(消耗品費、通信運搬費、委託料)	新居浜商工会議所	R3.4	R4.4	193,899,916	193,899,916	0						○	消耗品費1千円(事務費)、通信運搬費3,538千円(商品券引換券郵送)、手数料44千円(電話設定)、委託料188,652千円(商工会議所人件費8,530千円、金融機関等手数料10,655千円、商品券等印刷代11,156千円、プレミアム分151,714千円、その他リース・レンタルほか5,977千円)引換券再発行委託料620千円	購入引換券発送 57,888件 取扱店舗数 1,564店舗 販売数 51,697冊	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の減少が著しい飲食店や小売店等の消費拡大、地域経済の回復が図られた	産業振興課
6	新居浜市地域商品券発行に伴う感染対策推進事業	①市内の飲食店・小売店等で使用可能なプレミアム付き商品券発行事業の加盟店舗に対し、更なる感染症対策を講じるための費用として補助金を交付し、市内店舗の感染症対策強化を図る。 ②加盟店舗の感染症対策経費に対する補助金	商品券取扱い店舗	R3.4	R4.1	155,900,000	155,900,000	0						○	取扱登録店舗が感染症対策のために必要となる費用として、新居浜市プレミアム付き地域応援券取扱店舗感染症対策給付金を交付した。 新居浜市プレミアム付き地域応援券取扱店舗感染症対策給付金155,900千円(感染症対策交付金100千円×1,559店舗) 【給付対象者】 (1)新居浜市内に店舗を有する飲食業、小売業、サービス業、宿泊業、タクシー業を現に営んでいる者 (2)地域応援券の取扱店舗として登録が完了した者 (3)国が示す業種ごとの新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドラインに基づく予防対策を講じる者 【給付金の額】1店舗あたり10万円	給付金交付件数1,559件	新居浜市プレミアム付き地域応援券の取扱店舗が、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図ることができた。	産業振興課
7	ビジネス出張等PCR検査補助事業	①コロナ禍における市内企業の活動継続を支援するため、市内事業所の従業員等が感染拡大地域等へ出張した際、事業所が自主的に実施するPCR検査について、その費用の一部を市が負担する。 ②PCR検査にかかる経費に対する負担金	市内事業所	R3.4	R4.4	2,475,000	2,475,000	0						○	公益財団法人愛媛県総合保健協会が新居浜商工会議所会員の経営者及び従業員に対して実施するPCR検査費用の一部負担を行った。 新居浜市ビジネス出張等経済活動対策の費用負担金2,475千円 【負担金の額】PCR検査1検体あたり5千円(上限)	PCR検査数512件	新居浜商工会議所会員の経営者及び従業員のビジネス出張及び営業活動の円滑化が図られた。	産業振興課
8	新居浜市総合文化施設(あかがねミュージアム)感染症対策事業	①新居浜市総合文化施設(あかがねミュージアム)において実施する各種事業・イベント等で使用する物品について殺菌等の感染症対策を実施し、感染拡大を防止する。 ②殺菌等の感染症対策に必要な備品購入費	新居浜市総合文化施設	R3.4	R3.6	2,983,000	2,983,000	200						○	備品購入費2,983千円(おもちゃ殺菌庫 らいおんクリーン45 588千円×4式×1.1 設置費一式 360千円×1.1)	おもちゃ殺菌庫(4式)	殺菌庫を購入し、衛生的に文化施設を利用するための環境を整えることができた。	文化振興課

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No	事業名	① 事業概要 (目的・内容) ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額 (円)	うち交付金 (円)	うちその他 (円)	●緊急経済対策4つの柱 (R2.4.7閣議決定)					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課
									I 感染拡大防止 (学校臨時休業支援も含む)	II 雇用の維持と事業の継続	III 経済活動の回復	IV 強靱な経済構造の構築	●新たな経済対策 (R3.11.19閣議決定)				
9	県・市連携えひめ版事業者応援事業	①時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が対前年比で30%以上減少した事業者を支援するため、愛媛県と連携し、法人には200千円、個人事業主には100千円の補助を行う。ただし、個人事業主の内、飲食店取引業者に対しては、市独自で100千円の上乗せ補助を行う。 ②売上が減少した事業所に対する補助金	市内事業者 (国の一時支援金や時短要請協力金の支給者を除く)	R3.5	R3.9	158,000,000	80,350,000	77,650,000						事業全般に広く使える新居浜市えひめ版応援事業給付金を交付した。 ①応援金支給額158,000,000円 (中小企業545件×20万円 (県負担10万円+市負担10万円)、個人事業主463件×10万円 (県負担5万円+市負担5万円)、個人事業主 (飲食店取引業者) 27件×10万円 (市負担)) ※県負担77,650,000円、市負担80,350,000円 ②事務費3,256,972円 (人件費2,578,180円、旅費41,400円、需用費224,872円、役務費371,158円、使用料及び賃借料12,772円、備品購入28,600円) ※県負担1,614,186円、市負担1,642,786円	補助金交付件数1,008件	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業況が悪化している中小企業その他の法人及び個人事業主の事業の継続を支えることができた。	産業振興課
10	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (第1弾) 【協力要請推進枠地方負担分】	①愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた酒類を提供する飲食店等に協力金を給付し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業者の経営継続を支援する。 ●期間 4月26日から5月19日までの間 ●要請内容 営業時間を5時から21時まで短縮するよう要請 (ただし、酒類の提供は11時から20時30分まで・休業含む) ②期間中全ての日で営業時間を短縮した店舗に対する協力金	飲食店営業許可を受けている店舗等	R3.5	R3.8	400,392,000	365,487,770	34,904,230					新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間の短縮要請に全面的に協力する者に対し、新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金を支給した。 新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金365,487,770円 ※国・市9/10、県1/10 【要請期間】令和3年4月26日～5月19日 (24日間) 【協力金の額】 (1) 以下の区分に応じて算定した日額に要請期間の日数を乗じた額 <売上高方式> ①前年度又は前々年度の1日当たり売上高が8万3,333円以下の施設: 2万5千円 ②前年度又は前々年度の1日当たり売上高が8万3,333円を超え25万円未満の施設: 1日当たりの売上高に0.3を乗じた額 (千円未満切り上げ) ③前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の施設: 7万5千円 <売上高減少額方式> 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額を上限とする。 (2) 新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定す	協力金支給件数555件	新型コロナウイルスの感染拡大を防止することができた。	産業振興課	

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No.	事業名	① 事業概要 (目的・内容) ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額 (円)	うち交付金 (円)	うちその他 (円)	●緊急経済対策4つの柱 (R2.4.7閣議決定)					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課
									I 感染拡大防止 (学校臨時休業支援も含む)	II 雇用の維持と事業の継続	III 経済活動の回復	IV 強靱な経済構造の構築	●新たな経済対策 (R3.11.19閣議決定)				
11	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (第2弾) 【協力要請推進枠地方負担分】	①愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた酒類を提供する飲食店等に協力金を給付し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業者の経営継続を支援する。 ●期間 5月20日から5月31日までの間 ●要請内容 営業時間を5時から21時まで短縮するよう要請 (ただし、酒類の提供は11時から20時30分まで・休業含む) ②期間中全ての日で営業時間を短縮した店舗に対する協力金	飲食店営業許可を受けている店舗等	R3.5	R3.8	192,638,000	175,767,721	16,870,279						新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間の短縮要請に全面的に協力する者に対し、新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金を支給した。 新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金19,263,800円 (市負担分1/10) ※国8/10、県1/10 【要請期間】令和3年5月20日～5月31日 (12日間) 【協力金の額】 (1)以下の区分に応じて算定した日額に要請期間の日数を乗じた額 <売上高方式> ①前年度又は前々年度の1日当たり売上高が8万3,333円以下の施設:2万5千円 ②前年度又は前々年度の1日当たり売上高が8万3,333円を超え25万円未満の施設:1日当たりの売上高に0.3を乗じた額 (千円未満切り上げ) ③前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の施設:7万5千円 <売上高減少額方式> 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額を上限とする。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定す	協力金支給件数555件	新型コロナウイルスの感染拡大を防止することができた。	産業振興課
12	福祉施設職員PCR検査等支援事業	①コロナ禍において、高齢者福祉施設や障がい者施設の職員が安心して働ける環境づくりを支援するため、同施設の職員が自主的に実施するPCR検査等について、その費用の一部を市が補助する。 ②PCR検査・抗原検査にかかる経費に対する補助金	市内事業所 (高齢者福祉施設や障がい者施設)	R3.5	R4.4	3,762,000	1,814,000	1,948,000						高齢者施設等職員に対し、施設管理者が行う自主検査 (PCR検査・抗原検査) に対して補助を行った。 【補助金額】3,762,000円【補助上限】PCR検査1件当たり上限10,000円、抗原検査1件当たり上限6,000円	補助金交付件数861件	施設等の負担を軽減するとともに、利用者、施設従事者双方の不安解消を図ることができた。	介護福祉課
13	県・市連携えひめ版事業者応援事業 (第2弾)	①時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が対前年比で30%以上減少した事業者を支援するため、愛媛県が実施する、法人には200千円、個人事業主には100千円の補助を行う事業に対し、市独自に100千円上乗せを行う。 ②売上が減少した事業所に対する補助金	市内事業者 (国の一時支援金や時短要請協力金の支給者を除く)	R3.5	R4.2	402,700,000	165,700,000	237,000,000						事業全般に広く使える新居浜市えひめ版応援事業給付金を交付した。 ①応援金支給額402,700,000円 (中小企業713件×30万円 (県負担20万円+市負担10万円)、個人事業主944件×20万円 (県負担10万円+市負担10万円)) ※県負担237,000,000円、市負担165,700,000円	補助金交付件数1,657件	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業況が悪化している中小企業その他の法人及び個人事業主の事業の継続を支えることができた。	産業振興課
14	「愛顔の安心飲食店認証制度」普及促進事業	①新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を目的として愛媛県が実施している「愛顔の安心飲食店認証制度」の普及促進を図るため説明会や相談会、認証店舗のPR活動を行う。 ②普及促進に係る経費	市内事業者 (飲食店)	R3.10	R4.1	968,000	968,000	0						委託料961千円 (説明会・相談会・現地指導・問い合わせフォームの設置・電話対応の業務委託)、医薬材料費7千円 (説明会・相談会用の検温器購入)	・未認証店 (989店舗) 中、当該事業に参加 (76店舗) し、新たに認証登録した店舗数 (52店舗)	「愛顔の安心飲食店」の認証店の増加につながり、飲食店の感染症対策が進んだ。	産業振興課

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No	事業名	① 事業概要 (目的・内容) ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額 (円)	うち交付金 (円)	うちその他 (円)	●緊急経済対策4つの柱 (R2.4.7閣議決定)					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課
									●新たな経済対策 (R3.11.19閣議決定)								
									I	II	III	IV	V				
15	簡易抗原検査キット配布事業	①小学校や保育所、幼稚園等でのクラスターを防止するとともに、ワクチン接種の対象外の児童・園児の集団生活における感染拡大を防止するため各家庭で軽度の症状が見られた際に自宅で簡易に検査できる簡易抗原検査キットを配布する。 ②簡易抗原検査キット購入にかかる経費	小学校や保育所、幼稚園等に通う子の保護者	R3.10	R4.3	9,642,874	9,642,874						○	消耗品費10,000千円 (800円×12,500個)	・学校施設でのクラスター発生件数 (0件)	県公表によるクラスター該当は無かったため、キットの配布によるクラスター発生抑制効果は不明。事後アンケートの結果では利用した人24.9%、うち28.1%が医療機関を受診。また、キットの配布はクラスター発生防止に50%が「役立つ」、36.4%が「どちらかといえば役立つ」と回答。キットの配布は感染拡大防止に向けた意識啓発に一定の効果があったと評価する。	健康政策課
16	マリパーク新居浜支援事業	①新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市の要請に応じ、一定期間休業した市の主要観光施設である「マリパーク新居浜」に対し、休業要請協力を支出する。協力金の支出に当たっては、感染症停滞期を見据えた施設運営における3密回避の徹底や、新しい生活様式への対応を要請する。(休業期間R3.4.10~R3.5.31) ②協力金	マリパーク新居浜管理共同企業体 (指定管理者)	R4.3	R4.3	4,759,000	4,759,000	0					○	指定管理者への協力金4,759千円 (平年の4・5月の経常利益 (△47,107,583円) と令和3年4・5月の経常利益 (△51,866,993円) の差)	・当該施設の事業継続 (1施設)	新型コロナウイルス感染拡大により休館を行い厳しい経営状況となったが、支援により継続的な事業実施を支える事ができた。	港湾課
17	ゆらぎの森支援事業	①新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市の要請に応じ、一定期間休業した市の主要観光施設である「ゆらぎの森」に対し、休業要請協力を支出する。協力金の支出に当たっては、感染症停滞期を見据えた施設運営における3密回避の徹底や、新しい生活様式への対応を要請する。(休業期間R3.4.10~R3.5.31) ②協力金	④榊森高リゾート (指定管理者)	R4.3	R4.3	2,902,000	2,902,000	0					○	指定管理者への協力金2,902千円 (平年の4・5月の経常利益 (△777,402円) と令和3年4・5月の経常利益 (△3,679,525円) の差)	市の休業要請期間にお応じて、協力金を支出した。	協力金を支出することで、感染症停滞期における、各種感染症対策を実施することのできる体制を構築した。	観光物産課
18	マイントピア別子支援事業	①新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市の要請に応じ、一定期間休業した市の主要観光施設である「マイントピア別子」に対し、休業要請協力を支出する。協力金の支出に当たっては、感染症停滞期を見据えた施設運営における3密回避の徹底や、新しい生活様式への対応を要請する。(休業期間R3.4.10~R3.5.31) ②協力金	株式会社マイントピア別子 (指定管理者)	R4.3	R4.3	11,079,000	11,079,000	0					○	指定管理者への協力金11,079千円 (平年の4・5月の経常利益 (2,604,097円) と令和3年4・5月の経常利益 (△8,475,248円) の差) ※予算成立後、市HPにおいて公表する	市の休業要請期間にお応じて、協力金を支出した。	協力金を支出することで、感染症停滞期における、各種感染症対策を実施することのできる体制を構築した。	観光物産課

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況と効果検証

No	事業名	① 事業概要（目的・内容） ② 経費内訳	対象者	事業開始	事業終了	事業費総額（円）	うち交付金（円）	うちその他（円）	●緊急経済対策4つの柱（R2.4.7閣議決定）					実施状況	定量的実績指標	効果検証	担当課	
									●新たな経済対策（R3.11.19閣議決定）									
									I	II	III	IV	V					
19	休日夜間急患センター支援事業	①初期救急医療機関「新居浜市医師会 内科・小児科急患センター」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により患者数が大幅に減少し、施設の管理運営に係る経費の不足が見込まれることから、医療提供体制を維持・継続するため、管理運営に係る経費を補助する。 ②補助金	新居浜市医師会	R4.3	R4.3	40,000,000	35,025,710	4,974,290						○	補助金40,000千円（平年の医業収益77,731千円と令和3年度の医業収益37,731千円（見込）の差）	・当該施設の事業継続（1施設）	新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えにより医業収入が大幅に減収となり、小児・内科一次救急医療を維持・継続することが困難な状況であったが、減収分の補填を行うことにより、医療提供体制の確保を図ることができた。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、受診控えによる減収への対応をどこまで継続できるかが今後の課題として残る。	健康政策課

1,262,388,491